

高松市監査委員告示第20号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	坂	下	且	人

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	重要な資産の取得に関する記載について	P132	病院局	しおのえ診療所	R8.4.13

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度/病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区分	指摘	
指摘の項目	重要な資産の取得に関する記載について	
指摘の内容	予算において、高松市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年4月1日条例第8号）第6条（重要な資産の取得及び処分）に基づき、慎重に検討する必要がある。	
報告書該当 ページ	P132	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和8年4月13日
所管課等	病院局 しおのえ診療所
措置結果	本件指摘事項に係るしおのえ診療所（旧塩江分院）が取得及び処分する重要な資産については、高松市病院事業の設置等に関する条例第6条の規定に基づき、令和8年度高松市病院事業会計予算に記載した。